

SSBJの審議動向

(第41回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年10月16日、第41回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載していません）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、様々な利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年10月16日に開催された第41回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下の通りです。

審議された論点

1. [レジリエンスの評価](#) *
2. [公表承認日および後発事象](#) *
3. 法令で別段の定めを置いている場合
4. [期中に企業結合が生じた場合](#)

*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、主要な論点である上記1、2、4（下線項目）について、解説します。

(参考) 上記3については、「情報の記載場所」、「同時報告」、「比較情報」および「誤謬」に関して法令で別段の定めを置いている場合の取扱いに関して、公開草案の提案を変更しないこと等が提案されています。詳細は、第41回サステナビリティ基準委員会の[審議資料](#)をご確認ください。

1. レジリエンスの評価

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) レジリエンスおよび気候レジリエンスに関して、ISSB ^{TM1} 基準の要求事項をすべて取り入れる。	無	一般基準案 ² 24-25,27-28項 気候基準案 ³ 30-39項
(2) 一般基準案におけるレジリエンスの評価の頻度に関する定めについては削除し、代わりに補足文書または解説記事において参考となる情報を提供する。	有	一般基準案 26項
(3) 公開草案の表現では趣旨が明確ではない可能性がある次の項目について、結論の背景の表現の見直しを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般基準案におけるレジリエンスの評価の対象 ● サステナビリティ関連のリスクおよび機会が戦略および意思決定に与える影響の開示とレジリエンスの評価結果の開示との関係 ● 気候関連のリスクおよび機会が戦略および意思決定に与える影響の開示と気候レジリエンスの評価結果の開示との関係 ● 気候関連のシナリオ分析に関連する定めとの関係 	有	一般基準案 BC47項, 23(1), 24項 気候基準案 28(1),39(1)項, 17,31,33,41項

① レジリエンスの評価の頻度に関する定め（上記（2））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、ISSB基準にはない定めであるものの、SSBJ基準⁴を適用するうえで有用と考えられたため、一般基準案においてレジリエンスの評価頻度に関する次の定めを置くことが提案されていました（一般基準案26項）。

- レジリエンスの評価は、原則として、報告期間ごとに実施しなければならない。
- ただし、SSBJが公表する他のテーマ別基準において具体的な定めが存在せず、かつ、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができる。

これに対し、主として利用者から、ISSB基準との間で差異を設けるべきではない等の反対意見が寄せられていました。

（審議の方向性）

一般基準案において、レジリエンスの評価を報告期間ごとに要求する定めを置いた場合、国際的な実務に比べ、過度なコストや労力をかけることを求めることになる可能性がある等の理由から、一般基準案26項の定めを削除する方向性で検討されています。なお、当該定めを削除する代わりに、補足文書または解説記事において、レジリエンスの評価の頻度に関して参考となる情報を提供する方向性で検討されています。

（審議資料）[第41回サステナリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-2](#)

1 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」（以下同様）

2 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下同様）

3 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

4 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

2. 公表承認日および後発事象

SSBJの審議（事務局による提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) 公表承認日等の開示に関する定めについては、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 公表承認日を「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日」と定義する。 ● 「公表承認日」および「承認した機関または個人の名称」を開示しなければならない。 	無	適用基準案 ⁵ 73項
(2) <u>適用基準案BC133項前段の記述</u> について、結論の背景の表現の見直しを検討する。 <u>同項後段の記述</u> について、 <u>確定基準から削除したうえで、解説記事として提供</u> することを検討する。	有	同BC133項

① 公表承認日等の開示の必要性（上記(1)）

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日」および「承認した機関または個人の名称」の開示を求めることが提案されていました（適用基準案73項）。

これに対し、作成者からは、日本基準に基づく財務諸表では、財務諸表の公表承認日および承認した機関または個人の名称の開示は不要であること、また、ISSB基準においても、公表承認日の開示は要求されていないことを踏まえ、これらを開示不要とすべきであるとのコメントが寄せられました。

（審議の方向性）

企業が公表するサステナビリティ関連財務開示について、どの時点までの情報が開示に含まれているか、また、どの機関または個人が公表を承認したのかに関する情報は、主要な利用者がサステナビリティ関連財務開示を理解するために必要な情報と考えられること等を理由に、公開草案を維持する方向性で検討されています。

（審議資料）[第41回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-3](#)

3. 期中に企業結合が生じた場合

SSBJの審議（事務局による提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) 期中に企業結合が生じた場合の取扱いについて、SSBJ基準には特段の定めを置かないが、解説記事において参考となる情報を提供することを検討する。	無	-

（公開草案に寄せられた主なコメント）

期中に企業結合が生じた場合、SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連のリスクおよび機会の影響に関して報告企業が開示する数値のうち、被取得企業に係る数値の全部または一部を適時に入手し、関連する財務諸表と同時に報告を行うことが困難なケースがあるといった趣旨のコメントが寄せられました。

5 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）

(審議の方向性)

ISSB基準と同様、特段の定めは置かなくとも、公開草案の定めを以下のように適用することにより上記の懸念に対処できると考えられます。

- 期中に企業結合が生じた場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに入手可能な情報に基づき「最善の見積り」を行い、当報告期間のサステナビリティ関連財務開示を作成する。
- そのうえで、翌報告期間において、追加的に入手した情報がある場合には、当該情報を反映する形で、翌報告期間の比較情報である、当該企業結合年度の数値を更新する（これにより、実質的に会計基準における「暫定的な会計処理」と同様の対応が可能になる）。
- 以下により、期中に生じた企業結合に関する補足的な情報が一定程度開示される。
 - 「最善の見積り」についての測定の不確実性が高い場合、測定の不確実性に関する開示（適用基準案87項）
 - 比較情報を更新した場合、企業結合年度に開示された数値と更新された比較情報の数値との差異や更新した理由などの開示（適用基準案77項）

このため、再審議において、公開草案を維持する方向性で検討されています。ただし、上記の取扱いについては、解説記事において参考となる情報として提供する方向性で検討されています。

(審議資料) [第41回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-6](#)

(参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）
	産業横断的指標等（資本投下）
	産業横断的指標等（報酬）
	用語の修正（「金額」）
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い
	IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定め取扱い
第40回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月3日)	スコープ1およびスコープ2 温室効果ガス（GHG）排出に関する開示
	スコープ3GHG排出に関する開示
	スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示
	GHGの種類別の開示
	GHG排出の測定に用いる排出係数
	内部炭素価格
	表示単位および端数処理

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))